

蒲郡市井戸掘り事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道用水の低減化及び渇水時又は非常変災時における井戸水の弾力的な利用を図るため、井戸掘り事業を行う者に対して蒲郡市井戸掘り事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、渇水に強いまちづくり対策及び非常変災時に資することを目的とする。

(助成要件)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、生活用水として使用するため、新たに井戸掘り事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市の公共事業等により補償の対象となった井戸については助成金を交付しない。

- (1) 渇水時又は非常変災時に近隣者への生活用水その他公益目的（以下「生活用水等」という。）のため井戸水を提供する旨の確約書の提出ができる者
- (2) 本市に住所を有する者
- (3) 市税及び水道料金の滞納のないこと。

(助成金額)

第3条 助成金の額は65,000円とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費見積書の写し
- (2) 配置図（配管図を兼ねたもの）
- (3) 工事施工前の写真
- (4) 井戸水提供確約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して助成金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金を交付すると決定した者に対しては、助成

金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、助成金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請）

第6条 前条第2項の規定により助成金交付決定を受けた者は、助成金交付決定通知を受けたのち、助成金申請内容の変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止しようとするときは、助成事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、助成事業変更承認通知書（第4号の2様式）により承認を受けなければならない。

2 申請者は、助成事業が交付決定通知書の属する年度内に完了しない場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了報告）

第7条 申請者は、助成事業の完了後速やかに助成事業完了報告書（第5号様式）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (2) 工事施工後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金交付の確定）

第8条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書の審査及び施設の検査を行い適合すると認めたときは、助成金確定通知書（第6号様式）により速やかに申請者に通知する。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた申請者は、井戸掘り事業助成金請求書（第7号様式）により、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは助成金を交付する。

（助成金交付の取消等）

第10条 市長は、この要綱に基づく助成金の交付を受けた者が不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（水質検査）

第11条 助成金の交付を受けて設置した井戸については、井戸水提供確約書の期間中に申請者から水質検査の申し出があるときは、2年に1回を限度として市の負担により実施する。ただし、申請者から申し出がない場合においても、市長が

公益上必要と認めたときは、水質検査を実施することができる。

(生活用水等の提供)

第12条 助成金の交付を受けた者は、近隣者から生活用水等の提供の申し入れがあった場合には、協力できる範囲において提供するものとする。

(適用期間)

第13条 第4条第4号の規定による確約書の適用期間は、助成金確定通知の日から10年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市井戸掘り事業助成金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。